

令和3年度知立市福祉の里八ツ田運営審議会議事録

1 日時及び場所

令和3年7月8日（木） 13:30～14:30

地域福祉センター 3階 視聴覚室

2 出席者及び欠席者

(1) 出席者 柴田勝正、神谷英子、川村高行、蟹江行雄、石原國彦、杉浦二三代、小川雄一、田中孝治

(2) 事務局 保険健康部長、長寿介護課長、長寿係長、地域福祉センター事務局長、社会福祉協議会職員、シルバー人材センター事務局長

3 報告事項

(1) 令和2年度地域福祉センター事業報告について

(2) 令和3年度地域福祉センター事業計画について

(3) 令和2年度いきがいセンター事業報告について

(4) 令和3年度いきがいセンター事業計画について

4 概要及び経過

【事務局】 知立市福祉の里八ツ田運営審議会を開催します。当審議会の委員定数は8名で、本日の出席の委員は8名です。知立市附属機関の設置に関する条例施行規則第4条第2項の規定により、委員定数の半数以上が出席されていますので、当審議会は有効となりますことをお伝えします。まず始めに保険健康部長より挨拶をお願いします

【部長】 あいさつ

【事務局】 審議に入るまえに、会長を選出していただくこととなりますが、知立市附属機関の設置に関する条例施行規則第3条第2項の規定により会長は委員の互選となっています。どなたか推薦いただけますでしょうか。

【委員】 柴田委員を推薦します。

【事務局】 会長として、柴田委員を推薦するとのことですが、委員の皆さんいかがでしょうか。ご賛同の方は拍手をお願いします。

【委員】 (拍手)

【事務局】 ご賛同いただけましたので、柴田委員よろしくをお願いします。次に副会長の選任ですが、知立市附属機関の設置に関する条例施行規則第3条第2項の規定により、会長が任命することとなっておりますので、会長からご指名をお願いします。

【会長】 それでは、ボランティア代表の神谷さんをお願いしたいと思います。

【事務局】 神谷委員よろしくをお願いします。

【事務局】 ありがとうございます。審議会に入る前に、この審議会の審議事項について説明します。当審議会は事業内容等についての報告とし、設置目的を遂行するため、ご意見いただく審議会となります。昨年までは、法人単位資金収支決算等の予算決算報告

を審議事項としていましたが他の審議会と重複しているため審議内容には含めず報告とさせていただきます。収支に関しては既に審議されているという理由として3点あります。

①知立市社会福祉協議会では、監事会、理事会、評議員会を行っています。公益社団法人知立市シルバー人材センターも監事会、理事会を経てそれぞれの事業内容や決算予算審議を実施しています。②知立市の補助事業や委託事業については、実績報告を頂き履行確認を実施しています。③この両施設については指定管理者評価委員会で管理業務利用状況、管理の経費などの内容について評価されています。本日配布しました資料は令和2年度に令和元年度の実績を評価されたものです。指定管理とは住民サービスの向上、行政コストの縮減等を図るため管理の主体を民間業者まで広げることができるようになり、令和2年から令和7年まで「知立市公の施設における指定管理者の指定の手続き等に関する条例」により指定管理者制度による事業者として市と施設の管理に関して協定を結んでいます。毎年、事業年度終了後、指定管理者評価委員会に指定管理状況を報告し審査されます。令和元年度は審査済みで令和2年度はこの7月末に委員会に審議されます。審査内容はホームページにて公開されます。このように、予算決算は審議されていますことをご報告します。このため、地域福祉センターは、設置目的の、「市民の福祉の増進及び福祉意識の高揚を図るための福祉活動の拠点」、「いきがいセンターは高齢者障がい者の社会参加を促進するための活動の拠点」となるよう事業内容についてのご審議を頂きますようお願い申し上げます。

【事務局】 それでは、当審議会につきましては、会長が議長となりますので、以後の進行は会長にお願いいたします。

【会長】 承知しました。それでは、お手元の次第にそって審議会を進めていきます。まずはじめに報告事項（1）及び（2）の地域福祉センターの「令和2年事業実績報告」及び「令和3年度事業計画」について地域福祉センター事務局より説明をお願いします。

【事務局】 令和2年度地域福祉センターの事業内容について報告いたします。職員数は、令和3年4月1日現在で一般職員20名、特別任用職員24名、臨時職員15名、市からの派遣職員1名の60名と非常勤ヘルパー（登録ヘルパー）に26名の登録があります。地域福祉センターの事業は、ここに掲載しました事業のうち、ほとんどが市からの受託事業となっています。「総務グループ」ですが、ここでは地域福祉センターの管理、運営を行っています。センターの利用回数、利用人数ともいずれも前年より大きく減少していますが、これは新型コロナウイルス感染防止のため、4月1日から6月14日まで全館貸出を中止し、6月15日から利用人数を定員の半数に制限した等の影響が出ています。次に「地域福祉グループ」です。「ボランティア・市民活動センター事業」は、センター2階に事務室を置き、地区社協や市民活動団体等への助成、ボランティア保険の加入手続きなどの事務を行っています。市民団体等の活動もコロナの影響で大幅に自粛を余儀なくされています。「高齢者福祉事業」以下の事業は、皆様からいただいた社協会費や募金を財源とし、高齢者や障害者、一人親家庭への給付金や交流会等を実施しています。「広報・普及活動」は、毎月の社協だよりの発行、多くの来場者がある福祉健康まつり、2年に一度の社会福祉大会を開催していますが、2年度はコロナにより福祉健康まつりは中止しました。社会福祉大会は開催の年で、通常は表彰と記念講演を行っていましたが、表彰のみとしました。「福祉教育・啓発活動」は、中高生を対象に夏

休みを利用しての福祉体験教室やデイサービス体験についてはコロナで中止しましたが、福祉実践教室は、市内小学校、高校において、ボランティアの皆さんの協力を得て、高齢者福祉、障害者福祉の重要性を学んでいただきました。親子交流会についてはコロナで中止としました。「各種無料相談事業」は、心配ごと・人権、結婚、法律、交通事故の各相談を定期的に開催しています。「生活支援体制整備事業」は、高齢化社会の地域課題解決に向け、地域の社会資源調査を行い、各種会議に参加して地域福祉の体制整備を進めています。次に「地域包括グループ」です。「地域包括支援センター事業」は、高齢者の相談支援やケアプランの作成、権利擁護のために必要な援助などを行っており、「認知症初期集中支援推進事業」は、医師1名と社協職員2名で、認知症の方や疑いのある方及びその家族に関わり、早期発見、早期治療に向けた支援を行っています。次の「障害者相談支援センター事業」も近年相談者が増加しており、職員を増員して対応しています。「生活困窮者自立支援センター事業」は、経済的な問題で生活に困っている人が自立した生活を送るために、相談や食料支援を行っています。「貸付事業」は、コロナの影響で、給与が大きく減額となった方や失業された方などの相談及び貸付が相次いでいます。相談3,180件と元年の50倍となっています。「成年後見支援センター」は、判断能力が不十分若しくは失った方への後見制度利用の相談支援、裁判所への申立て、事務手続き支援などを行っています。「地域活動支援センター事業」は、障がい者デイサービス講座を行っています。市から委託を受けて障害者の方を対象に創作的活動、日常動作訓練を中心に各種の講座を開催しています。コロナの影響で、4月1日から6月14日まで講座を中止しました。最後に「介護支援グループ」です。「介護保険事業」の「ケアマネジメント」は、居宅介護支援・介護予防支援事業です。「ホームヘルプ」は、ヘルパーが利用者宅に訪問して家事援助や介護援助を行います。「デイサービス」は、利用者の自宅まで車で送迎し、センター1階にあるデイルームで利用者に入浴サービスや食事の提供、機能回復訓練などを行います。次の「障がい者総合支援事業」は、身体障害者、知的障害者、精神障害者を対象に訪問介護、通所介護を実施しています。「ホームヘルプサービス」の回数が減少していますが、コロナ禍において生活を維持するために必要なサービスへと見直しを行ったことが影響しています。その他としまして、住民の参加と協力により、通院介護等のサービスを提供する「住民参加型在宅福祉サービス」、外出困難な高齢者・障害者を対象に通称ドラボラと呼んでいる外出支援ボランティアとトヨタ車体従業員様の協力による「外出支援・移送サービス」を行っていましたが、「外出支援・移送サービス」は、コロナの影響により休止状態です。

令和3年度地域福祉センターの事業計画についてです。先ほどの事業報告と大きく変わるところはありませんが、変更部分としましては、「地域福祉グループ」の「障がい児・者福祉事業」の「おもちゃ図書館」ですが、実施施設を「南子育て支援センター」に移転し、地域福祉センター内の実施場所を、打合せ室兼休憩室としました。そして、「各種無料相談事業」の「交通事故相談」を相談件数がほとんどないため今年度より廃止としました。新規事業としては、「障害者・自立支援グループ」の「障害者基幹相談支援センター事業」ですが、障害者相談支援センターを基幹型とし、障害のある方やその家族が地域で安心して暮らしていくことができるよう、24時間体制の相談受付業務を実施しています。次に新型コロナウイルス感染症に対する近況報告です。昨年8月に

作成した「知立市社会福祉協議会新型コロナウイルス感染症対応マニュアル」を具体化、図式化等して対策強化を図り令和3年5月に改訂しました。「職員、施設管理対策」としては、職員、利用者共にマスクの着用、手指の消毒、検温を義務付け、2時間おきに放送を入れて室内換気を呼びかけているほか、分散勤務や昼の休憩時間を分けて職員同士の接触を少しでも減らすようにしています。「貸館、講座、会議等における対策」については、市の公共施設に合わせて中止したり、緩和したりの対策を取らせていただいています。デイサービスなどの事業は中止できないため利用者、職員の健康管理には十分注意しながらサービス提供を続けています。新型コロナウイルス感染症により社協が令和2年度から新たに行うことになった業務については、生活困窮者自立支援センターが担当しています、「緊急小口資金」と「総合支援資金」の特例貸付という一時的な資金の緊急貸付制度の受付業務です。いずれも厚生労働省から都道府県社協を通じて各市町村の社協が申請受付の窓口となり、新型コロナウイルス感染症の影響により、休業や失業となった方に対して現金を貸し付ける制度です。令和2年3月25日から始まり、当初、期間は令和2年7月末まででしたが現在、令和3年8月末まで延長されました。これまでに相談件数は3,300件を超え、貸付件数は1,200件を超えています。半数以上の方が外国人で、ポルトガル語の通訳を臨時職員として雇用し対応しています。

【会長】 ありがとうございます。ご意見、ご質問等ありましたらお願いします。

【委員】 この情報については、市かどこかにわかるようになっていのでしょうか。利用者を希望する方に情報がすぐわかるように見える化されているのでしょうか。

【事務局】 心配ごと相談・人権相談をはじめ、各種無料相談窓口については、毎月発行されております、広報ちりゅう及び社協だよりに掲載をしております。また、社協のホームページをご覧になっていただきますと全事業の内容を掲載しており、情報発信をしております。また、介護保険、介護保険サービスを利用するにあたっては長寿介護課と連携して情報提供を行い、介護専門ワムネットというサイトを活用し、知立市内の介護施設の情報をお知らせできるようになっています。相談内容によっては多方面にわたり社協としましては、複合的な問題を抱えている方がいるため多方面からの具体的な支援ができるように心がけております。

【会長】 他に質問はございませんか。

【委員】 資料1の貸付事業について、令和2年度の実績額と原資はどこから出ているのでしょうか。

【事務局】 貸付事業は2種類ありまして、県社協が行う生活福祉金貸付事業は県が行っているため原資は県社協になります。市社協は相談窓口になります。

貸付実績は、3,000件で2億5千万円ほどになります。もうひとつは、かきつばた資金貸付事業で市社協単独事業です。原資は56万3千円ほどです。このほか総合支援資金という3か月間の貸付事業もあり、それぞれの事業を延長して利用されている方もいます。

【委員】 実績件数についてはほとんど県の貸付事業の件数ということですね。

【事務局】 おっしゃるとおりです。

【会長】 他に質問はございませんか。

質問が無いようですので当審議会に報告されました「令和2年度地域福祉センター事業

実績」及び「令和3年度地域福祉センター事業計画」について、ご賛同いただけますでしょうか。

【委員】・・・賛同の拍手

【会長】ありがとうございます。続きまして、報告事項（3）及び（4）いきがいセンターの「令和2年度事業実績報告」及び「令和3年度事業計画」についてシルバー人材センター事務局から説明をお願いします。

【事務局】初めに、このいきがいセンターは平成22年に高齢者及び障がい者の社会参加を促進するため、その活動拠点として設置されました。私ども知立市シルバー人材センターはここに事務所を置かせていただき、平成22年5月より知立市いきがいセンターの指定管理者として指定を受けました。令和2年1月には審査を経て改めて、令和2年4月から5年間引き続きセンターの指定管理者に指定されています。職員は、14名。常勤は5名、臨時職員は9名です。施設は、1階は事務所と、障がい者及び支援団体の会議室、2階の会議室はシルバー講座で利用し、一部はシルバー事業のTOMOちゃんというリサイクルショップ、服のリフォームの作業場として利用しています。いきがいセンター事業には3つの部門があり、①法人部門会館の管理、運営の部門、②高齢者いきがい活動推進事業として花づくり事業、③知立市シルバー人材センター講座部門では市からの委託事業として受講料が無料のシニア講座と有料の自主講座を主にセンター2階の講座室を中心に行なっております。①会館の利用関係ですが、市の条例に基づき日曜日と祝祭日を除く毎日(去年は293日)、会館利用受付等の事務を臨時職員2名の隔日勤務体制で行っております。さて、会館、会議室等の利用人数は、前年度と比べ大きく減少しています。(年間総利用者数令和元年13,058人→令和2年9,170人となりました)コロナウイルス感染対策のため4月5月には会議室等の利用禁止、また緊急事態宣言発動時の利用の減少が大きく利用者を減少させました。次に②高齢者いきがい活動推進事業の花づくりについてです。いきがいセンターに隣接する農地やビニールハウスで花の苗づくり及びプランターへの植え付け並びに公共施設への配布、春秋の植え付け替え等を行なっています。市役所を始め43施設にプランター、花の苗を配布しています。ふれあい活動と言うのはこの農園でのイチゴの栽培を通じ近くの保育園児、及びひまわりルームの親子等にいちご狩りをしていただいています。去年はコロナの関係でいちご狩りを止め、収穫したいちごを保育園等に配りました。また、市の花かきつばたについては八橋無量寿寺かきつばた園の池から種を採取し、芽出し、苗の育成を行いかきつばた園へ去年は3,000余の苗を送りました。かきつばた園再生のため、かきつばた保存会の方がこの苗を池へ補植されています。また、苗は旧国道の松並木の緑道にあるせせらぎや知立神社にも一部配付しています。最後に③知立市シルバー人材センター講座についてですが、この講座の特徴は高齢者の就業機会の創出事業としての側面もあります。言い換えればこの講師の方が全てシルバー会員であることです。高齢者の体力づくり、社会参加の促進に寄与しています。講座の回数、参加人員が大きく減少したのはコロナウイルス対策によるものです。去年は飲食を伴う男の料理は開催することはできませんでした。その他も市の指導の基にウイルス対策を講じて6月より順次開催していきましました。講座内容の見直しについては毎年次年度の開催の可否・希望を講師に確認し、また定員に満たない不人気なものは利用者の要望を取り入れ新講座等計画しています。

続いて、令和3年度いきがいセンター事業計画について説明いたします。各部門事業等については前年と概ね同内容でございます。コロナ対策をしっかりとって引き続き管理運営事業、花づくり事業、シルバー人材センター講座を進めてまいります。講座関係では男の料理は現在中止中です。新講座としてシニア講座の笑いヨガと自主講座の健康体操(講師を変えてリズムカルで少し動きの強いもの)を行っています。一昨年から講座の申込方法を抽選に変えました。また、人気の5講座は抽選となりました。その講座は、男の料理、太極拳、パソコン中級、木工手作りおもちゃ、健康体操でした。人気の講座、伝統的な講座様々ございますがそれぞれ高齢者の社会参加の一助となっていると考えております。

【会 長】 以上説明が終わりましたが、ご意見、ご質問がありましたら順次お願いします。

【委 員】 花づくり事業についてですが、出来上がった花(苗)は無償または有償で提供しているのでしょうか。また、事業の経費について説明いただきたい。

【事務局】 苗については、市からの委託事業のため無償で、公共施設や各種団体等に配付しております。また、委託事業と併せてシルバーセンターの自主事業分は有償で販売しております。事業の経費の内訳については、材料費、事務費、配分金(この事業に従事しているシルバー会員への人件費)となります。

【委 員】 つまり原資は市の委託事業ということなので補助金(委託料)で賄っているということですね。

【事務局】 おっしゃる通りです。

【会 長】 他に質問はございませんか。無いようですので、当審議会に報告されました「令和2年度いきがいセンター事業実績」及び「令和3年度いきがいセンター事業計画」について、ご賛同いただけますでしょうか。ご賛同の方は、拍手でおねがいします。

【委 員】 ……賛同の拍手

【会 長】 ご賛同いただきありがとうございます。以上をもちまして、「知立市福祉の里八ツ田運営審議会」を終了いたします。貴重なご意見ありがとうございました。